



平成 28 年 9 月 6 日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤 俊 昭
(コード番号 1898 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総務人事部長 打 越 誠
T E L 0 3 - 3 4 3 4 - 3 3 4 5

公正取引委員会からの排除措置命令について

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、本日、公正取引委員会から、下記のとおり排除措置命令を受けましたのでお知らせいたします。

なお、当社では、本件に関し、課徴金減免制度の適用を申請いたしておりましたが、今回、これが認められたことから、課徴金の納付命令は受けておりません。

本件に関しまして、株主様、お取引先様はじめ関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社では、このたびの命令を受けた事実を厳粛に受け止め、役職員一同、今後とも法令順守の一層の徹底に取り組み、引き続き皆様からの信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認すること、および今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 業績に与える影響

当社は、課徴金減免制度の適用申請が認められ、課徴金の納付命令を受けておりませんが、本件に伴い、指名停止措置および営業停止処分等を受けた場合には、今後の連結業績および個別業績に影響を及ぼす可能性があります。

以 上